

保護観察事件調査票

事件種別等

作成区分 開始・移送・その他()
事件等の区分 1号観察 一般・交通・短期
事件番号 430(1)1-第□□□□号
保護観察期間 平成30年12月11日 から 平成33年2月10日 まで

氏名等

ふりがな(通称・別名) さ が けん と
氏名 佐賀 賢人 (平成13年2月11日生) 男・女
本籍 佐賀市□□□□
住居 佐賀市□□□□ Tel:0952-□□-□□□□ 本人携帯電話:090- 母携帯電話:090-
学籍・職業 無職・学生等・有職(職種:とび職)

審判又は裁判に関する事項

決定裁判所:佐賀家庭裁判所一部 決定の日:平成30年12月11日

犯罪又は非行に関する事項

罪名・非行名 窃盗
犯罪・非行の概要 H30.○.○未明,共犯者2人とともに××市××町所在の飲食店事務所に侵入し,現金15万円の入った手提げ金庫1庫(1万円相当)を盗んだもの。
動機・原因 被害店舗は共犯者神埼の元勤務先。神埼に「絶対ばれない」と誘われ,追従した。
共犯者の状況 神埼 亮 高校の同級生。本件以外に2件の事務所荒らしあり。保護観察決定。
小城 将輝 高校の同級生。本人の近所に住む幼馴染み。保護観察決定。
被害者等の心身の状況,生活状況,被害に関する心情,被害者等に対する謝罪・被害弁償又は示談の状況その他参考事項
本人の保護者及び共犯者の保護者がそれぞれ6万円ずつ被害店舗店長に支払い,謝罪した。

交友関係

本件当時は,共犯者の神埼や小城など,高校の同級生で本人同様高校を中退した者たちと交遊。地元で幼馴染みもいるが,偶然会えば話をする程度の付き合い。

家族その他の関係人の状況・家庭環境・居住地の生活環境

実母:佐賀 涼子 45歳 スナックホステス
本人は一人っ子。実父母は実父の酒癖や浮気が原因で本人が小学4年生のときに協議離婚し,その後実父とは一切連絡を取り合っておらず疎遠になっている。実母は仕事柄,深夜飲酒して帰宅するが,本人は母親の飲酒を嫌っており,夜遊びをしていた理由にも挙げている。

性格・心身の状況等

性格:明るく活発であるが,一人で悩みや問題を抱え込みやすい面がある。

心身の状況：特段問題なし。

生活歴又は保護観察開始後の生活状況

□□市生まれ。同市△△町で両親と生活していたが、両親離婚後実母と共に現住居に転居した。離婚後実母が水商売を始め、本人に目が行き届かなくなる中、本人は学校の宿題をしないなど次第に学習不足となり、中学校では授業の内容についていけず、授業を抜け出すようになった。H28.3□□中学校を卒業し、□□高校に進学したものの2年生に進級できずH29.4月中退した。中退後、現勤務先である(有)更生建工で働き始めたものの、本件共犯者らと毎日のようにパチンコ店や居酒屋に入り浸るなど夜遊びを重ね、仕事は休みがちだった。

就業又は就学状況

勤務先：更生建工 □□市□□町 電話 0952-△△△△-△△△△ 社長 更生 勝
保護観察秘匿の要否： 要 ・ 否 社長には保護観察となったことについて伝えている。

生活の計画、その他参考事項

- ・現在の仕事に特に不満はなく、引き続き就労する予定。
- ・パチンコ好きで、週に1～2回、1回5千円～1万円程度費消していたが、今後は慎みたいと述。
- ・将来の生活設計については十分に固まっていない。

保護観察の実施計画

課題又は目標

- ・交友関係を改善し、自分で善悪を判断し、意思表示できるようになる。
- ・社会人としての責任感を持ち、仕事に前向きに取り組む。
- ・実母への不満をため込まず、親子が互いの気持ちを伝え合うなど、親子関係を良好に保つ。
- ・パチンコ等遊興への浪費を慎む。

接触の頻度・方法（処遇段階の別 S A B C）

主任官は、必要と認める場合に面接を行う。
担当保護司は、毎月2回程度面接を行い、必要と認める場合は往訪する。

その他の指導監督の内容・方法

- ・実母の協力を得て、共犯者等との接触がないよう生活実態を把握する。
- ・毎月給与明細書を提示させる等して就労状況を把握する。

補導援護の内容・その他の措置

- ・金銭管理について助言する。
- ・親子関係の改善のため、適宜、実母に対して本人の気持ちを伝え、接し方等について助言する。

参考事項（処遇の実施において留意すべき指導領域）

■交友関係 ■金銭管理 □問題飲酒 □薬物乱用 ■就労・就学関係
□健康状態 □居住関係 ■家族関係

類型：非該当

主任官 観 察 官 太郎 担当保護司 ○ ○ ○ ○

作成者 平成30年12月11日 保護観察官 観 察 官 太郎 ㊦

遵守事項通知書

平成30年12月11日

佐賀賢人殿

佐賀保護観察所長 □ □ □ □

あなたが保護観察の期間中遵守すべき事項は、次のとおりです。

一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。
- 4 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 5 転居又は7日以上の旅をすることは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

特別遵守事項

- 1 共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと。
- 2 就職活動を行い、又は仕事をする事。

